証券コード　4349
平成29年６月２日

株　主　各　位

名古屋市熱田区三番町21番８号
株式会社　テ　ス　ク
代表取締役社長　　梅　田　　源

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月22日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月23日（金曜日）午前10時
２．場　　所　名古屋市熱田区三番町21番８号　本社２階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第43期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。
　また、配当については、取締役会決議としており、本招集ご通知とともに配当金に関する重要書類につきましても同封させて頂いております。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kktisc.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日銀による金融政策を背景に企業業績は好調に推移し、ガソリン価格の値下がりや雇用・所得環境の改善による下支え等もあり、国内景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社の主要顧客である流通業界におきましては、人手不足による人件費高騰により、業務の効率化のための店舗・設備投資とともにIT投資意欲は比較的堅調に推移いたしました。また、当情報サービス業界におきましては、企業のIT投資が堅調に推移いたしましたが、エンジニア不足による人材の確保と人件費の高騰が課題となっております。

このような状況下、当社におきましては、「流通システムプランナーとして経営の合理化・戦略化に資するシステムを提供し、お客様の繁栄に貢献する」を経営理念とし、ITベンダーとして同業他社と差別化をはかるため、流通業の業務システム構築に特化し、次の施策を実施してまいりました。

イ　採用力強化や、社内大学設置などによる活発な人財投資
ロ　短納期・低価格・高品質でのサービス提供を行うためのプロジェクト管理の見直し
ハ　クラウドサービスに対応し、より高付加価値で競争力のある製品・サービスを提供するための大きな研究開発費の投入

しかしながら、当事業年度に計画していた、外部委託による製品開発の進捗が大幅に遅延し、その遅れを取り戻すべく当社エンジニアを投入したため、受託ソフトウェア開発へのエンジニア投入が減少し、システム開発売上高並びに利益が前期に比べ減少いたしました。

このような結果、当事業年度の売上高は、11億76百万円（前期比92.1％）、営業利益は65百万円（前期比75.1％）、経常利益は72百万円（前期比

73.5%）、当期純利益は44百万円（前期比56.0%）となりました。

業績予想との対比においては、売上高98.1%、営業利益130.5%、経常利益121.3%、当期純利益110.7%と、売上高は若干下回りましたが、以前より取り組んできたプロジェクト運営・システム開発手順の改善効果により、利益についてはいずれも予想を上回りました。

事業の品目別の業績は、システム開発売上は、売上高８億75百万円（前期比83.4%）、売上総利益３億25百万円（前期比83.1%）、商品売上は、売上高３億１百万円（前期比131.9%）、売上総利益81百万円（前期比221.4%）となりました。

品目別の売上状況につきましては次のとおりであります。

品　　目	第　42　期		第　43　期	
	売　上　高	構　成　比	売　上　高	構　成　比
	（千円）	（%）	（千円）	（%）
システム開発売上高	1,049,655	82.1	875,624	74.4
商　品　売　上　高	228,269	17.9	301,063	25.6
合　　計	1,277,924	100.0	1,176,687	100.0

（注）　上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　　分	平成25年度（第40期）	平成26年度（第41期）	平成27年度（第42期）	平成28年度（第43期）
売　　上　　高	1,285,813	1,064,081	1,277,924	1,176,687
営　業　利　益	79,507	21,962	86,861	65,255
経　常　利　益	84,273	31,376	99,052	72,780
当　期　純　利　益	47,777	41,868	79,134	44,286
１株当たり当期純利益	13円72銭	12円２銭	22円73銭	12円77銭
総　　資　　産	1,215,731	1,244,509	1,249,730	1,192,356
純　　資　　産	735,902	797,221	829,521	829,956

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益は回復傾向とみられ、当社の主要顧客である流通業界におきましては、人材不足による人件費高騰に対応するためのIT投資が堅調に推移するものと想定されます。

当情報サービス業界におきましては、企業のIT投資が堅調に推移するものとみられ、エンジニアの確保が課題になると想定されます。

このような状況下、当社におきましては、研究開発投資及び社員教育投資の効果があらわれ、受注は好調に推移するものとみられます。しかしながら、プロジェクトマネジメントを行うことのできる専門性の高い社員数が一定のため売上高の伸びは限定的になるものと思われます。また、売上高の増加に伴い利益も増加するものと予想されますが、前年度に引き続き高水準の製品開発投資を行うため、営業利益及び経常利益の伸びも限定されるものと思われます。

当社は、「量販型の流通業のお客様に特化した総合ITベンダー」を目指し、以下の課題に取り組み、収益の確保に努めてまいります。

① 当社オリジナルのパッケージ・ソフトウエアへの研究開発投資による機能強化と、サービス提供範囲を拡大するとともに新しいサービスを創出してまいります。
② 魅力ある製品、サービスを提供するため、社員教育に経営資源を投下しテクニカルスキル及びビジネススキルの向上を図り、「量販型の流通業のお客様に対するITサービスを提供するプロフェッショナル集団」を目指してまいります。
③ 顧客満足度を高めるため、システム開発プロセスの標準化を推進し、PMO (Project Management Office) を活用したより効率的なプロジェクトマネジメントの仕組を構築してまいります。

今後とも経営基盤の強化及び業績の向上に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社は、流通業を主要顧客とし、

・受託ソフトウエア開発
・パッケージ・ソフトウエアの開発・販売
・ソフトウエア保守業務の受託
・コンピュータ機器販売
・コンピュータ機器保守業務の受託
・クラウドサービス

を主として行っております。

(6) 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	名古屋市熱田区三番町21番８号
東　京　事　業　所	東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
88名	3名減	39.6歳	15.3年

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借　　入　　先	借　入　金　残　高
株式会社名古屋銀行	3,464千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　12,000,000株

(2) 発行済株式の総数　3,500,000株

（自己株式　112,858株含む）

(3) 株主数　211名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
梅田　涉	604,000株	17.83%
テスク従業員持株会	446,140	13.17
株式会社トーカン	243,000	7.17
梅田　源	220,000	6.50
ＪＢＣＣﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社	150,000	4.43
株式会社名古屋銀行	140,000	4.13
菊水化学工業株式会社	117,000	3.45
株式会社シーアイエス	80,000	2.36
兵藤　光沖	69,910	2.06
山田　正明	61,290	1.81

（注）　持株比率は自己株式（112,858株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	梅　田　　源	
取締役	岡　本　匡　弘	管理部長
取締役	三　浦　英　二	営業部長
取締役	伊　藤　紀　人	小売第２システム部長
取締役（監査等委員）	横　山　真　次	
取締役（監査等委員）	佐々木　和　實	
取締役（監査等委員）	神　谷　　亨	株式会社トーカン 取締役専務執行役員

（注）１．監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。）は全員、社外取締役であります。

２．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

３．社外取締役である横山真次氏は、名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として取引所に届け出ております。

４．当社は横山真次氏、佐々木和實氏及び神谷亨氏との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

５．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
稲　葉　史　玉	平成28年６月24日	任期満了	PMO担当
藤　橋　武　久	平成28年６月24日	辞　　任	取締役（監査等委員）

(2) 取締役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く）	5名	28,883千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役分）	4名 （4名）	4,200千円 (4,200千円)
合　　計	9名	33,083千円

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記には、平成28年６月24日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
３．取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、平成27年６月24日開催の第41期定時株主総会において年額90,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査等委員の報酬限度額は、平成27年６月24日開催の第41期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）神谷亨氏は、株式会社トーカンの取締役専務執行役員であります。同社は当社の大株主であり、当社と同社との間には、当社商品売上に関する取引がありますが、その年間取引金額が当社の売上高に占める比率は１％未満であり、僅少であります。

②当事業年度における主な活動状況

	活動状況及び発言状況
監査等委員　横山真次	当事業年度に開催された取締役会8回全て、監査等委員会9回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査等委員　佐々木和實	当事業年度に開催された取締役会8回全て、監査等委員会9回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査等委員　神谷亨	平成28年６月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会5回全て、監査等委員会5回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款32条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

	報　酬　等　の　総　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	9,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,900千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び運用の状況に関する事項

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人が法令や諸規程を遵守し、社会規範に則した行動を行うために、コンプライアンスガイドラインを定め、常に良識ある企業活動を行うことを徹底する。

②コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設けており、問題点を把握するとともに必要な改善を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令・社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要なリスクが発生した場合には、取締役会等において対処方法を審議する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①定例取締役会を開催するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行う。

②全社及び各部門の目標値を設定し、その実績並びに進捗状況を業績検討会議にて報告、検討することにより、その達成と収益の確保をはかる。

(5) 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて監査等委員の補助者を置くこととする。

(6) 監査等委員の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査等委員の補助者を置くこととし、その任命・異動については監査等委員の同意を受けるものとする。また、その補助者の評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。

また、補助使用人が監査等委員の職務の補助業務を行う場合は、監査等委員の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

①監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、業務の執行状況や経理の状況などについて報告を受ける。

②取締役及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査等委員に報告する。

(8) 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度である「コンプライアンスガイドライン」を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、監査等委員及び内部監査室のスタッフが連携し、通報者に不利益が生じないことを確保する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払または償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、代表取締役をはじめ他の取締役及び使用人に対し、必要に応じヒアリングや意見交換を実施する。

②監査等委員は、内部監査室と連携して職務に当たるとともに、公認会計士とも意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況】

(1) コンプライアンスに対する取組み

定例の定時取締役会は、事業の健全な発展と業務の適正化、経営課題等について討議しております。

(2) リスクマネジメント体制

内部監査室において内部統制システム全般について、また情報セキュリティ基本方針に基づいた情報セキュリティマネジメントシステムが有効に機能しているか定期的な内部監査によって当該リスクの管理状況について監査しております。

(3) 監査等委員の職務の執行

監査等委員は取締役会への参加とともに、適宜代表取締役との意見交換をおこなっております。また、内部監査室及び会計監査人との意見交換も行い、三様監査を実施し、それぞれの実効性を高めるため相互連携を行っております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は利益配当につきましては、株主への利益還元の充実と安定した配当を継続して実施することを重要な経営目的と位置付け、あわせて、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保などを総合的に勘案して決定しております。

当社は、期末配当の年１回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき１株当たり６円の配当とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、市場ニーズに応える新技術への対応及び製品開発強化に有効投資するとともに、財務体質の強化を図り、安定的な経営基盤の確立に努めてまいる所存であります。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**633,197**	**流動負債**	**301,205**
現金及び預金	244,410	買掛金	63,757
受取手形	1,196	1年内返済予定の長期借入金	6,464
売掛金	286,147	リース債務	21,270
リース投資資産	30,723	未払金	28,306
有価証券	3,003	未払費用	20,789
商品及び製品	344	未払法人税等	24,558
仕掛品	15,050	未払消費税等	7,001
前払費用	30,777	前受金	34,043
繰延税金資産	21,535	前受収益	40,660
その他	8	賞与引当金	50,240
固定資産	**559,159**	その他	4,114
有形固定資産	**252,142**	**固定負債**	**61,194**
建物	67,441	リース債務	45,687
構築物	162	長期未払金	490
工具、器具及び備品	18,166	繰延税金負債	10,990
リース資産	49,934	その他	4,026
土地	116,436	負債合計	362,400
無形固定資産	**51,597**	（純資産の部）	
ソフトウエア	51,451	**株主資本**	**791,191**
その他	145	**資本金**	**302,000**
投資その他の資産	**255,419**	**資本剰余金**	**106,146**
投資有価証券	240,492	資本準備金	106,146
長期前払費用	3,045	**利益剰余金**	**406,830**
破産更生債権	173	利益準備金	15,729
貸倒引当金	△173	その他利益剰余金	391,101
その他	11,881	別途積立金	200,000
		繰越利益剰余金	191,101
		自己株式	**△23,785**
		評価・換算差額等	**38,765**
		その他有価証券評価差額金	**38,765**
		純資産合計	829,956
資産合計	1,192,356	負債純資産合計	1,192,356

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,176,687
売上原価		769,507
売上総利益		407,180
販売費及び一般管理費		341,924
営業利益		65,255
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,736	
その他	2,093	8,829
営業外費用		
支払利息	313	
その他	990	1,304
経常利益		72,780
特別利益		
投資有価証券売却益	53,603	53,603
特別損失		
減損損失	48,674	
投資有価証券売却損	378	49,052
税引前当期純利益		77,331
法人税、住民税及び事業税	31,403	
法人税等調整額	1,641	33,045
当期純利益		44,286

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年４月１日残高	302,000	106,146	106,146	15,729	200,000	167,708	383,437	△3,075	788,508
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△20,892	△20,892		△20,892
当期純利益						44,286	44,286		44,286
自己株式の取得								△20,710	△20,710
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	23,393	23,393	△20,710	2,683
平成29年３月31日残高	302,000	106,146	106,146	15,729	200,000	191,101	406,830	△23,785	791,191

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日残高	41,013	41,013	829,521
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△20,892
当期純利益			44,286
自己株式の取得			△20,710
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,248	△2,248	△2,248
事業年度中の変動額合計	△2,248	△2,248	434
平成29年３月31日残高	38,765	38,765	829,956

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却

平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　　８～50年

建物附属設備　　８～18年

構　築　物　　10～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

ただし、ソフトウエア（市場販売目的）については、３年以内の見込販売可能期間（完成年度を含む３年間）で均等償却

なお、ソフトウエア（自社利用目的）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金　受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、受注契約に係る将来の損失が見込まれないため、受注損失引当金を計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 受注制作のソフトウエアに係る収益及び費用の計上基準

ａ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ｂ．その他のもの

検収基準

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(6) 退職給付制度

当社は確定拠出型の退職金制度を採用しており、従業員退職金の100％について、特定退職金共済制度に加入しております。

なお、平成29年３月31日現在の積立金合計額は151,629千円であります。

２．会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、損益に与える影響は軽微であります。

３．追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保対応債務

① 担保に供している資産

建物	65,331千円
土地	103,110千円
計	168,441千円

② 担保対応債務

１年内返済予定の長期借入金	6,464千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　276,982千円

(3) 取締役に対する金銭債務

金銭債務	490千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,500千株	－千株	－千株	3,500千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17千株	95千株	－千株	112千株

（注）自己株式の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得95千株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年５月23日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　20,892千円
・１株当たり配当額　６円
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月６日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成29年５月22日開催の取締役会において次のとおり決議する予定であります。

・配当金の総額　20,322千円
・１株当たり配当額　６円
・基準日　平成29年３月31日
・効力発生日　平成29年６月５日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	15,423千円
未払事業税	2,233千円
未払法定福利費	2,607千円
ソフトウエア	5,891千円
減損損失	15,239千円
その他	1,774千円
繰延税金資産小計	43,171千円
評価性引当額	△15,638千円
繰延税金資産合計	27,533千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,987千円
繰延税金負債合計	△16,987千円
繰延税金資産の純額	10,545千円

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に対する取組方針

資産運用は、長期的、大局的見地に立って運用を行い、安全性、流動性、収益性を考慮して行っております。

また、借入金は、運転資金の確保を目的としたものであり、銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券、投資有価証券は、主に配当収入を目的としておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、運転資金の確保を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後６ヶ月であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長４年11ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、受注前に取引先の状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
①現金及び預金	244,410	244,410	－
②受取手形	1,196	1,196	－
③売掛金	286,147	286,147	－
④リース投資資産	30,723	31,019	296
⑤有価証券	3,003	3,003	－
⑥投資有価証券	219,714	219,714	－
資産計	785,195	785,491	296
①買掛金	63,757	63,757	－
②長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	6,464	6,468	4
③リース債務(1年内返済予定含む)	66,958	65,387	△1,570
④未払金	28,306	28,306	－
⑤未払消費税等	7,001	7,001	－
負債計	172,487	170,921	△1,566

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ リース投資資産

リース投資資産の時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

⑤ 有価証券、⑥ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

① 買掛金、④ 未払金、⑤ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

③ リース債務（1年内返済予定含む）

リース債務は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度において表示していた「長期未払金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては記載を省略しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	20,778

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑥投資有価証券」には含めておりません。

８．関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　245円03銭

(2) １株当たり当期純利益　12円77銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
愛知県名古屋市	賃貸駐車場用地	土地	48,674千円

当社は、管理会計上の事業ごとに資産のグルーピングを行っております。

上記の資産については、用途を賃貸駐車場用地に変更することとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

株式会社テスク
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　内　茂　之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡　田　昌　也	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テスクの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月17日

株式会社テスク　監査等委員会

監査等委員　横　山　真　次　㊞

監査等委員　佐々木　和　實　㊞

監査等委員　神　谷　　亨　㊞

(注) 監査等委員横山真次、佐々木和實及び神谷亨は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	梅田　源 （昭和53年６月24日）	平成14年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成22年４月　当社入社 平成22年６月　当社取締役 平成22年10月　当社取締役副社長 平成23年６月　当社代表取締役社長（現任）	220,000株
2	岡本匡弘 （昭和33年４月１日）	昭和55年３月　当社入社 平成12年６月　当社取締役 平成14年４月　当社取締役管理部長（現任）	46,000株
3	三浦英二 （昭和35年８月３日）	昭和58年３月　当社入社 平成18年６月　当社取締役 平成26年４月　当社取締役営業部長（現任）	42,000株
4	伊藤紀人 （昭和35年７月15日）	昭和60年３月　当社入社 平成16年４月　当社企画開発支援部長 平成27年４月　当社小売第２システム部長 平成28年６月　当社取締役小売第２システム部長（現任）	34,000株

（注）各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	横山真次（よこやましんじ） （昭和24年２月13日）	平成15年６月　名古屋銀行執行役員エリア長 平成20年６月　株式会社ナイス代表取締役社長 平成24年６月　株式会社テクノ菱和監査役 平成25年６月　当社常勤監査役 平成27年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）	3,000株
2	佐々木和實（ささきかずみ） （昭和23年11月24日）	平成18年４月　株式会社シーアイエス代表取締役社長 平成22年４月　同社顧問 平成23年６月　当社監査役 平成27年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）	3,000株
3	神谷亨（かみやとおる） （昭和32年２月23日）	昭和54年３月　株式会社トーカン入社 平成13年12月　同社取締役 平成17年12月　同社取締役常務執行役員 平成26年10月　同社取締役専務執行役員（現任） 平成28年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．横山真次氏、佐々木和實（かずみ）氏及び神谷亨氏は、社外取締役候補者であります。

なお、横山真次氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

３．(1) 候補者 横山真次氏は、金融機関での長年の経験及び企業経営者としての豊富な経験や識見を生かし、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 候補者 佐々木和實(かずみ)氏は、経営者としての幅広く高度な識見と長年の豊富な経験により、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(3) 候補者 神谷亨氏は、管理部門での豊富な経験や識見を生かし、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．横山真次氏及び佐々木和實(かずみ)氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。また、神谷亨氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

５．当社は、横山真次氏、佐々木和實(かずみ)氏及び神谷亨氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。なお、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

名古屋市熱田区三番町21番８号
当社　本社２階会議室
TEL 052-651-2131（代表）



交通機関　地下鉄
名港線「東海通」駅下車　１番出口より徒歩約８分

※なお、当日は駐車場の用意ができませんので、あしからずご了承ください。